

自治体へのアンケート結果（原文掲載）

	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4
	貴自治体の高齢者住民への医療提供体制について、課題と感ずる事項を教えてください。	貴自治体では、住民に対し、「急性期病院に入院したら、完全治癒する前に、療養の場が変更になる（転院等）可能性がある」旨の内容の周知を行っていますか？ 行っている場合は、その詳細について教えてください。	上記質問 2 の内容を行っていない場合、貴自治体が既に行っている事業の範囲で、上記質問 2 の内容に近い取組、関連しそうな取組がある場合、教えてください。	貴自治体において、高齢者住民の転院や施設等への移動について、何らかの補助事業、または活用ができそうな事業があれば、教えてください。
豊橋市	・急性期病院での治療終了後、回復期病床や療養病床に転院する仕組みはあるが、それを患者（及び家族）が受け入れられないケースがある。 ・スムーズに自宅での生活に戻るための「医療」と「介護（福祉）」との連携体制に課題があると認識している。 ・在宅医療・介護連携事業において豊橋市医師会内の在宅医療サポートセンターに委託しているが、在宅医療の実施件数の実態が、医師会に属していない在宅医療専門クリニックが半数以上であるため、行政との連携としては不十分であり、課題と感ずる。	豊橋市民病院では、入院案内に、「病状が安定した時点で早期退院・転院のご協力をお願い」について掲載し、患者さんに広く周知している。退院・転院の際は、患者総合支援センターの退院調整看護師や社会福祉士が、本人やご家族等の意向をうかがいながら相談支援をしている。その際、一般的な転院申し込みの他、地域連携バス、地域医療連携（下り搬送）などの仕組みを活用することもある。	行政としては、質問 2 の周知は行っていないが、関連する取組として、かかりつけ医をもつことなど「適正受診」について市民向けに啓発する中で、救急医療体制と医療機関の役割分担について伝えている。	①豊橋市高齢者移動支援事業【長寿介護課】 対象：70歳以上 ②豊橋市障害者社会参加促進事業【障害福祉課】 対象：障害者手帳所持者（未就学児を除く） ③豊橋市高齢者運転免許証自主返納支援事業【安全生活課】 対象：70歳以上で運転免許証の自主返納者 ※各事業の詳細については、豊橋市ホームページにて確認してください。
豊川市	・医療機関（病院、診療所）までの移動手段	自治体としての周知はなし。	該当事業なし。	該当事業なし。
蒲郡市	千人当たりの診療所数は4.3（県及び国5.0）であり、医師数は9.5（県：16.3、国16.5）である。また、市内医療機関の設置場所もばらつきがあり、中学校区に1か所しかない地区もある。交通手段が限られている高齢者にとって、医療機関の受診困難な環境要因もある。	蒲郡市内唯一の急性期病院である蒲郡市民病院では、入院に際しての「入院申込書兼誓約書」の中で「病状により、適切な病棟への転棟や、他医療機関への転院に承諾します。」という項目がある。		特になし
田原市	高齢化が進む本市では、医療ニーズが増大しているが、一次医療機関においては医師の高齢化が進み在宅番医制の維持が難しくなっており、また二次医療機関においては、一部診療科の診療に影響が出る等、医師不足が顕著になっている。	行っていない。 ※本市において唯一の病床を持つ渥美病院は急性期病床に加え、回復期及び療養病床も備えているため、入院患者を取り巻く個別の事情によっては転院を案内するケースもあるが、問われているような一律の案内はしていない。	該当する取組は行っていない。 ※質問 2 の状況のため、本市の事業として該当する取組はない。	田原市高齢者等外出支援助成事業 《概要》①市内在住で当該年度中に70歳以上になる方に対し、公共交通機関（タクシー、渥美線、基幹バス、路線バス）で利用可能な助成券、または、路線バス会社の高齢者向けサービス券の購入補助券を交付、②市内在住で要介護 1 以上の車いすによる移動が必要な方に対し、福祉有償運送の助成券を交付。①、②のいずれかを年度ごとに交付する（補助額：①自動車運転免許のある方は5,000円、ない方は10,000円、②1枚の上限4,300円の助成券を24枚）。
新城市	・地域によっては高齢のため車の運転ができなくなると急変時の医療機関への受診が困難となる場合がある ・訪問診療が可能な医師が近くにいない地域では調整に苦慮している	・新城市市民病院のご利用案内では退院についての項目で「入院後、症状が安定した場合や、慢性期へ移行した方については、退院または転院していただく場合もありますので、あらかじめご了承ください」と明文化している。 ・介護保険申請時や在宅医療相談時等に相談員が必要に応じて伝えている。		新城市高齢者外出支援サービス事業 自力歩行等が困難な高齢者が介護タクシーを利用して外出する場合に料金の一部を助成 対象：要介護 4 または 5 の方（準ずる方含） 助成額：年24回（1回分は1,250円）
設楽町	・医療機関（病院、診療所）までの交通手段などに地域格差（提供格差）がある。 ・医療人材の確保	・行っていない。	なし	なし
東栄町	本町の医療機関は診療所 1 か所のみ。重症化した場合片道約 1 時間かけて市民病院等へ車で搬送される。高齢化が進み独居や高齢者夫婦の世帯のみの場合は、通院の負担が重くのしかかる。 交通手段が限られており、アクセスが困難（車）。医師・看護師等の人材の不足、特に医師は内科以外の担当科が不在。在宅医療体制の不足。			町内の医療機関（診療所・歯科医院）通院のために福祉タクシー券を交付している。 対象：要介護認定者・障害者等 内容：1人あたり月4枚交付。（自宅－医療機関の片道運賃額を補助）
豊根村	・豊根村内及び近隣の北設楽郡内に夜間、休日の診療体制がないこと。 ・入院先において退院後の施設入所は協議されるが、在宅復帰させる方向での協議がなされることが少なく、一旦入院すると在宅復帰が困難になるケースが多い。	・7年度において広報誌を通じて趣旨を周知した。		・豊根村では、自治体が主導して、過疎地有償運送の「がんばらマイカー制度」と称する住民互助の移動サービスを実施している。そのサービス利用の際、通院利用時には、自治体が経費の 2/3 を補助して、主に高齢者への医療提供体制を支援している。（現在の制度では、豊根村内を出発地とする通院が補助対象。）